

令和6年度 第1回島根県社会教育委員の会議

日 時 令和6年9月5日(木) 13:30~15:30

会 場 サンラポーむらくも 彩雲の間

会 議 次 第

1 開 会

- (1) 副教育長挨拶
- (2) 出席者自己紹介

2 議 事

- (1) 役員選出
- (2) 報告・説明事項
 - ① 島根県社会教育委員の会について
 - ② 社会教育関係団体に対する補助金について
 - ③ 社会教育課の主要事業の概要について

～ 席移動 ～

(3) 意見交換

テーマ しまねの社会教育の新たな一歩

～笑顔で暮らせる島根とするために、社会教育が果たしていく役割を考える～

- ① テーマ設定の理由
- ② 新規事業についての説明
- ③ 意見交換(グループ協議、全体共有)

3 閉 会

- (1) 社会教育課長挨拶
- (2) 事務連絡

【資料】

- ・令和6年度 社会教育行政の方針と事業
- ・令和6年度 島根県立社会教育研修センター 事業計画
- ・第5次島根県子ども読書活動推進計画
- ・しまねの社会教育で大切にしたいこと
- ・DVD(人と地域をつなぐご縁の国しまねの社会教育士)
- ・リーフレット(島根創生計画、しまね教育魅力化ビジョン、しまねのふるさと教育、
結集!しまねの子育て協働プロジェクト、社会教育士)

島根県条例第27号

島根県社会教育委員に関する条例

島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例(昭和24年島根県条例第54号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に置かれている委員は、この条例の施行の日において第1条の規定により置かれた委員となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県社会教育委員の組織、運営等に関する要綱

平成26年 9月 5日
島根県教育庁社会教育課

(趣旨)

第1条 島根県社会教育委員に関する条例(平成26年島根県条例第27号)第1条に定める島根県社会教育委員(以下「委員」という。)の組織、運営等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 委員によって構成される組織の名称は、「島根県社会教育委員の会(以下、「委員の会」という。)」とする。

2 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項第2号に定める委員の会議の名称は、「島根県社会教育委員の会議(以下、「会議」という。)」とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員の会には、会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員の会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。会長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 会議に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の開陳及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員の会及び会議の庶務は、教育庁社会教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

島根県社会教育委員の会議について

島根県教育庁社会教育課

1 社会教育委員（「社会教育法」（平成26年6月改正）で規定）

(1) 設置（第15条）

- 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 職務（第17条）

- 社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する。

社会教育に関する諸計画を立案すること 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること 必要な調査研究を行うこと
--

- 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行われなければならない。（第13条）

(3) 委嘱の基準等（第18条）

- 教育委員会の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

2 島根県社会教育委員（「島根県社会教育委員に関する条例」で規定）

(1) 定数 20名以内（現委員は12名）

(2) 任期 2年

(3) 委員の構成 12名

学校教育関係者3、社会教育関係者3、家庭教育の向上に資する活動を行う者3、
学識経験のある者3

(4) 会議

- 開催 年2回 概ね2時間
- 内容 主要事業説明
社会教育関係団体への補助金交付
社会教育の諸課題に関する協議 など

令和6年度 第1回島根県社会教育委員の会議の意見交換について

1 意見交換テーマ

しまねの社会教育の新たな一歩
～笑顔で暮らせる島根とするために、社会教育が果たしていく役割を考える～

2 テーマ選定の理由

急速に変化する社会において、適応しながら未来を切り拓いていく力、自己実現していく力が求められる。そのためには多様な他者とより良く関わりながら、一人一人が社会の担い手となり、持続可能な社会の実現を目指していくことが求められる。

本県においては、人口減少をはじめとする様々な課題があり、とりわけ地域社会においては、人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティや自助・共助意識が低下する傾向にある。

本県の社会教育では、「しまねの社会教育で大切にしたいこと」（令和3年作成）の趣旨を大切にしながら様々な取組を展開してきた。そこでは、「集って、楽しんで、学んで、動いて、変えていく」というプロセスに丁寧に時間と手間をかけることを「しまねの社会教育流儀」とし、この流儀を様々な場面で機能させることで、人々に自己有用感や信頼感、所属感、貢献意欲等が育まれると考えてきた。これらの感覚が育まれることは、一人一人が社会の担い手となり、持続可能な社会の実現を目指すことであり、本県が目指す将来像「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」につながる。

そこで、「しまねの社会教育で大切にしたいこと」の趣旨を踏まえながら、しまねの社会教育で取り組んでいる内容について改めて見つめ直し、新たな一歩を踏み出すことにより、本県が抱えている課題解決につなげたい。

それぞれの委員の皆様から、身近な課題や本県の取組に関するご意見をいただくことを通して、これから本県が目指す未来像に向かうために、しまねの社会教育が果たしていく役割が明らかになってくることを期待する。

3 本日の流れ

(1) しまねの社会教育で大切にしたいことの説明

- ・社会教育の流儀「集って、楽しんで、学んで、動いて、変えていく」の有効性と持続可能な社会にとっての必要性
- ・社会教育人材の活躍

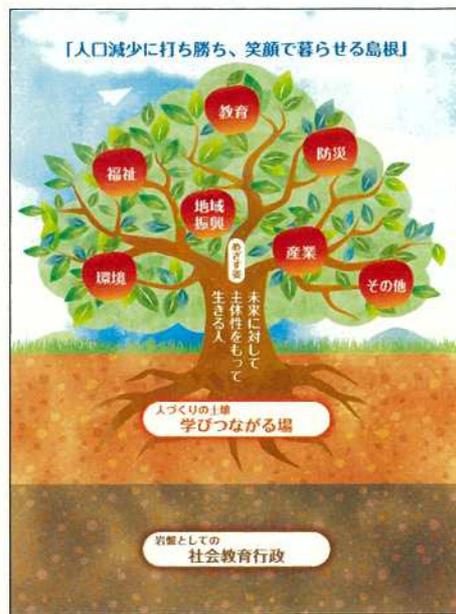
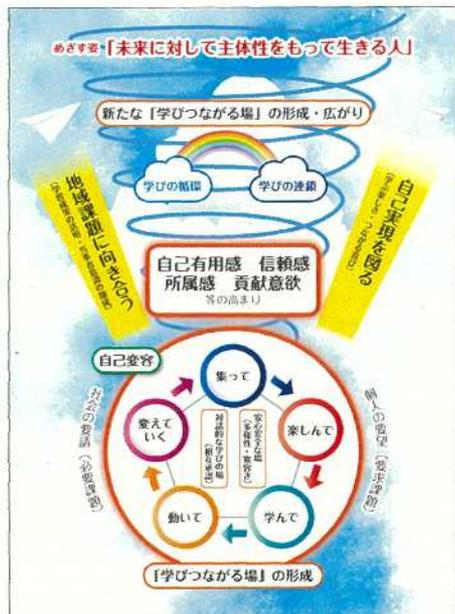
(2) 新たに取り組もうとしていることの説明

- ・認証制度 社会教育人材の掘り起こし、めざす方向性の共有
- ・大交流会 新たなつながり、新たな学び・活躍の場

(3) (1), (2)の説明を踏まえて協議（グループ協議→全体共有）

- ・これからの社会教育が果たしていく役割
- ・新たな一歩を踏み出すために必要なこと など

しまねの社会教育で 大切にしたいこと



令和6年度 第1回社会教育委員の会



○新たな「学びつながる場」の
形成・広がり



○社会教育流儀
 (「集って」「楽しんで」「学んで」
 「動いて」「変えていく」)を通して
 「学びつながる場」の形成



令和6年度 第1回社会教育委員の会



○新たな
「学びつながる場」
の 形成・広がり



○学びによる成果



自己有用感 信頼感
所属感 貢献意欲
等の高まり

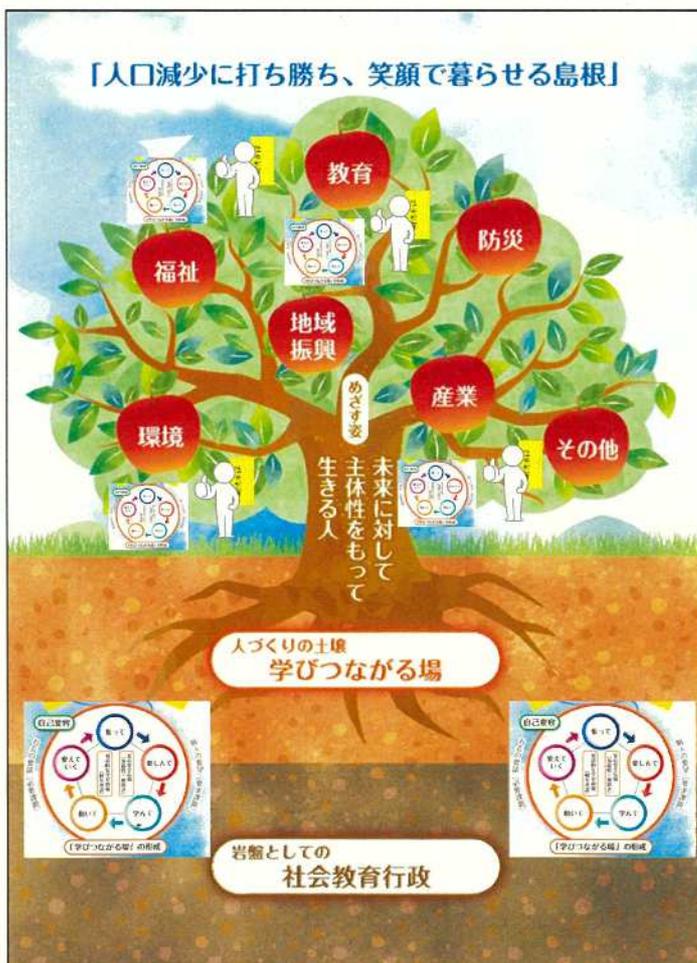
○社会教育流儀
（「集って」「楽しんで」
「学んで」「動いて」
「変えていく」）



「学びつながる場」の形成



令和6年度 第1回社会教育委員の会



○新たな
「学びつながる場」
の 形成・広がり



○学びによる成果



より専門的な学び
より効果的・多角的なつながり

多様な属性を持つ社会教育人材の拡大



人々の自由で自発的な学習活動を
を社会のいたるところにたくさん仕
掛け、豊かな地域づくりへの展開を
支援する専門人材
地域のコーディネーター



令和6年度 第1回社会教育委員の会



多様な属性を持つ社会教育人材の拡大



社会教育人材としての**認証**



社会教育人材の**ネットワーク化**



令和6年度 第1回社会教育委員の会

第5次島根県子ども読書活動推進計画（概要）について

1 趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」であり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要である。

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に基づき、今後5年間にわたる子どもの読書活動推進に関する施策の方向性と取組を示す第5次島根県子ども読書活動推進計画（以下「第5次計画」という。）を策定した。

2 経過

令和5年3月	県：「島根県子ども読書活動推進会議」（以下「推進会議」という。）において第5次計画の議論を開始 国：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年度から9年度まで）閣議決定
7月	第1回推進会議において協議
9月	推進会議委員への書面での意見照会
11月	第2回推進会議において協議 教育委員会会議において協議
12月	総務委員会へ報告 パブリックコメントの実施（12/15～1/16）
令和6年2月	第3回推進会議において協議
3月	総務委員会へ報告 教育委員会会議において議決（計画策定）

3 第4次計画〔令和元～5年度〕における成果と課題（別冊：P7～27）

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 行動制限や学校の臨時休校等により、図書館の利用や活動も大きく制限

(2) 主な成果

- ・ 県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進
- ・ 学校図書館への学校司書等の継続的な配置による読書活動の推進

(3) 主な課題

- ・ 身近な市町村における子ども読書環境の一層の充実
- ・ 読書習慣の定着
- ・ 学校図書館活用教育の更なる推進

4 第5次計画の基本的な考え方（別冊：P28～33）

(1) 計画の期間

令和6年度から10年度までの5年間

(2) 基本理念

「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」

(3) 基本目標

- ① 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る
- ② 子どもの読書を支える人を育てる
- ③ 全ての子どもに読書を保障する環境を整える

(4) 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性

子どもたちが発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう取組を進める。

(5) 重点的に取り組む事項

- ① 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
 - ・ 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
 - ・ 市町村図書館等における取組の推進及び支援体制の検討
- ② 学校図書館活用教育の更なる推進とICTの適切な活用
 - ・ 学校図書館活用教育の授業実践と、ICTを活用した授業実践のベストミックスによる「主体的・対話的で深い学び」の実現
 - ・ ハード（ICT環境整備、図書資料の整備・更新）、ソフト（学校司書の長時間勤務実現、研修による教職員のスキルアップ、公共図書館との連携）の両面から、市町村をバックアップ
- ③ 多様な子どもたちへの読書機会の確保
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、学びにつながる読書機会の確保に努める
 - ・ 多様な背景をもつ子どもたちを尊重・受容し、背景に対応した取組が行えるよう、子どもの主体的な読書活動を支援する人材の育成を推進

5 施策の方向と具体的な施策（別冊：P34～54）

(1) 家庭や地域において

- ・ 安定した搬送システム維持による市町村間の物流支援
- ・ 「ブックスタート」等、市町村と連携した保護者への啓発活動
- ・ 市町村図書館職員のスキルアップ支援
- ・ 幼稚園教諭、保育士など子どもに関わる方への啓発や人材育成
- ・ 多様な子どもたちへの読書機会の提供のためのバリアフリー図書の充実やし出しサービスの提供
- ・ 読書ボランティア等の資質向上のための研修の提供

(2) 学校において

- ・ これまでの教育実践を生かしつつ、ICTを活用した実践との両立をめざした研修や情報提供
- ・ 子どもたちの多様なニーズに応じた読書活動を推進するための研修やバリアフリー図書の利用促進
- ・ 県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進

6 数値目標（別冊：P55～58）

達成を目指す水準として、令和10年度の数値目標を下表のとおり設定

	数値目標の項目	直近値 (R4)	R10 (目標)	把握方法
I (家庭) ・ III (幼保)	① 子どもの読書に関する研修会の開催回数 【当該年度4月～3月】	2件	10件	社会教育課調査
	② 県立図書館から幼稚園・保育所・認定こども園等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	5,449冊	5,900冊	県立図書館調査
II (地域)	(再) 県立図書館から幼稚園・保育所・認定こども園等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】			
	③ 県立図書館から公民館等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	4,870冊	7,200冊	県立図書館調査
	④ 県立図書館から学校への団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	24,434冊	41,000冊	県立図書館調査
	⑤ 県立図書館の子ども用バリアフリー資料の貸出冊数(※1) 【当該年度4月～3月】	— (※2)	1,500冊	県立図書館調査
	⑥ 県立図書館が主催または共催する研修会に対する図書館職員の満足度(5段階評価) 【当該年度4月～3月】	— (※3)	平均4以上	県立図書館調査
	IV (学校)	⑦ 平日に学校の授業時間以外で30分以上読書をする児童生徒の割合 【当該年度4月】	小 30.8% 中 26.6% (R5)	小 34% 中 29%
⑧ 1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数(※4) 【当該年度4月～3月】		小 31時間 中 14時間 高 11時間	小 34時間 中 17時間 高 14時間	教育指導課調査

	数値目標の項目	直近値 (R4)	R10 (目標)	把握方法
IV (学校)	⑨ 司書教諭発令率(※5) 【当該年度5月】	小 74% 義務教育学校 100% 中 69% 高 56% 特 83% (R5)	小 90% 義務教育学校 100% 中 90% 高 70% 特 100%	教育指導課・ 特別支援教育課 調査
	⑩ 学校司書等配置率(※6) 【当該年度5月】	小 100% 義務教育学校 100% 中 95.7% 高 100% 特 100% (R5)	小 100% 義務教育学校 100% 中 100% 高 100% 特 100%	教育指導課・ 特別支援教育課 調査
	(再) 県立図書館から学校への団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】			
V (体制)	⑪ 市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない) 【当該年度3月】	84%	100%	社会教育課調査
	⑫ 「子ども読書の日」に関連して読書啓発 活動に取り組んだ公共図書館の割合 【当該年度4月～5月】	73%	100%	県立図書館調査

※1 バリアフリー資料の貸出冊数は点字資料・大活字本・DAISY図書・LLブックの貸出冊数。

※2 平成26年度に県立図書館で整備したバリアフリー図書(大活字本、点字本、LLブック、絵事典、DAISY図書、マルチメディアDAISY図書、音声CD、布絵本、エプロンシアター、パネルシアター)の貸出冊数は1,248冊。

※3 これまで統一したアンケートを実施しておらず、直近値は該当なし。計画改定に合わせて研修評価基準を統一。

※4 ⑧の高等学校の数値は、直近値は教育指導課事業対象校17校、R10目標値は全校の数値。

※5 小中学校・義務教育学校は公立学校の数値。

高等学校の数値は、県立学校の数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

特別支援学校の数値は、全12校のうち、各校1名以上の発令をしている学校数の割合。

※6 小学校・義務教育学校・中学校の数値は、公立学校における図書館数(分校含む)に占める学校司書等の配置人数。

小中同一校舎・同一館は中学校分として計上。

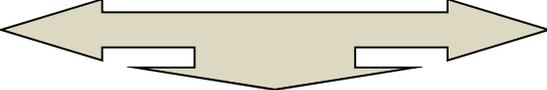
高等学校の数値は、県立学校の数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

特別支援学校の数値は、全12校のうち、各校1名以上の配置している学校数の割合。

「子ども読書県しまね」

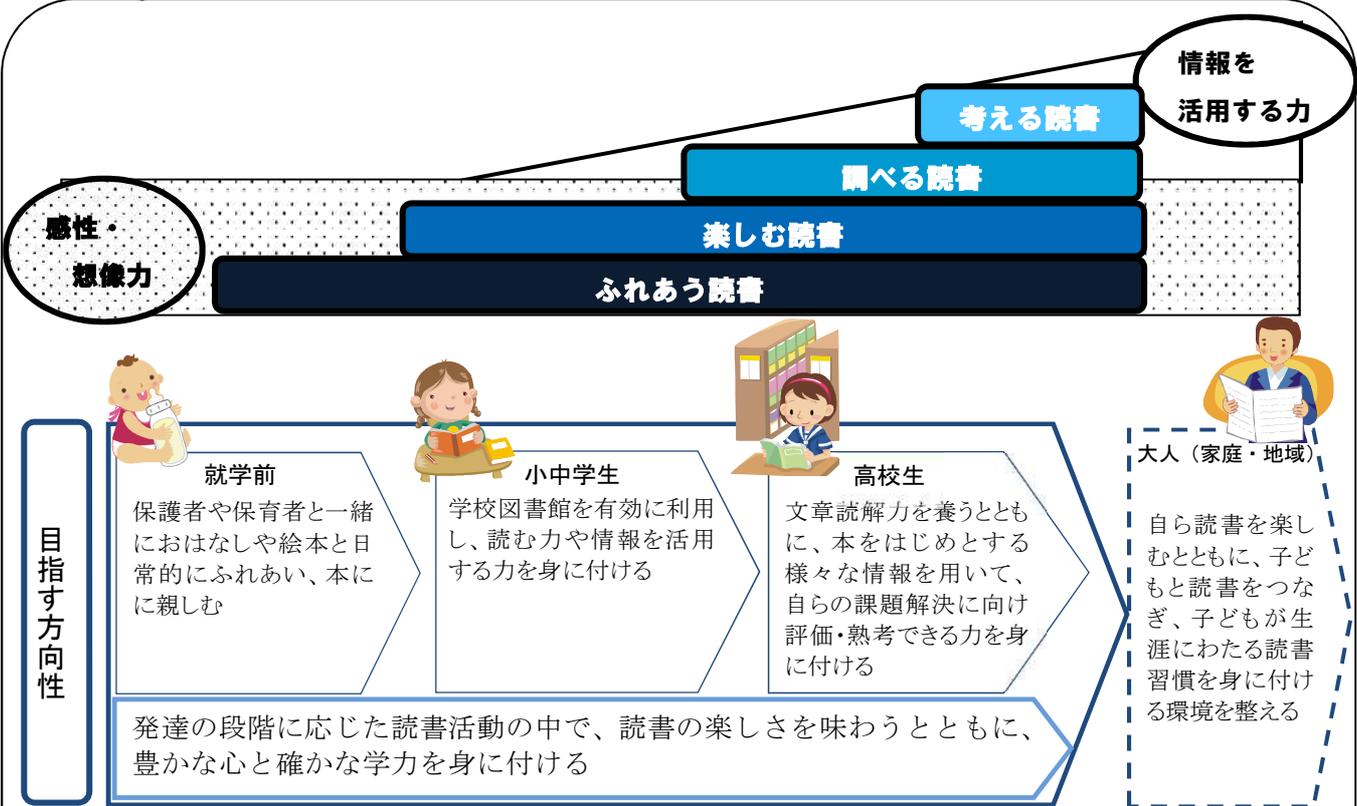
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの
(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)

豊かな心



確かな学力

本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる



基本目標		
<p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就学前からの読書習慣づくり ○読む力や情報活用する力の育成 	<p>子どもの読書を支える人を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館への人材配置の推進 ○専門性を高める人材研修 	<p>全ての子どもに読書を保障する環境を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの読書を支える環境の整備 ○学校図書館、公立図書館、関係機関における協力体制の強化

- 第5次計画で重点的に取り組むべき事項**
- 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
 - 学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用
 - 多様な子どもたちへの読書機会の確保

この指とまれ!



しまねの人づくり 大交流会

2024

ひらく つながる しまねの人づくり2.0

期日

2024年11月15日 **金**

時間

9:30~16:30 (受付9:30~)

会場

島根県民会館 (松江市殿町158)

第一次案内

日程

島根県では、長年にわたって多くの熱心な社会教育関係者によって「地域づくりを担う人づくり」が進められています。11月に松江に集い、多くの実践や仲間と出会って、これからの「人づくり」をともに楽しく考えましょう。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

9:30~10:45 受付・体験コーナー
10:45~11:45 開会行事・趣旨説明 等
11:45~13:00 昼食・休憩

13:00~13:30 実践発表①②
13:40~14:10 実践発表③④
14:20~14:50 実践発表⑤⑥
15:00~16:10 全体交流
16:20~16:30 閉会行事

18:00~ 情報交換会

会場：サンラポーむらくも

主催：島根県教育委員会

問い合わせ先：教育庁社会教育課

TEL：0852-22-5428

令和6年度「しまねの人づくり大交流会 2024」開催要項
～ 第一次案内 ～

1 趣旨

令和2年度から「社会教育士」の称号付与が始まり、従来の公民館等職員、学校教員や教育委員会職員だけでなく、首長部局職員、企業やNPO法人等多様な属性・分野での「地域づくりを担う人づくり」に資する実践に注目が集まっている。

本県においては、令和2年度以降252名の社会教育士が誕生している。その一方で、社会教育主事講習の受講の有無を問わず、公民館等職員、社会教育委員、地域学校協働活動推進員等をはじめとして、長年にわたり多くの熱心な社会教育関係者によって「人づくり」が進められ、最近では、中・高校生や大学生等若者による地域活動も広がっている。

そのような状況を踏まえ、令和4年度より各教育事務所単位で「社会教育士等研修」を開催している。社会教育関係者や社会教育に関心のある方を主な対象として、学びをとおしたつながりづくりの取組を進めているところである。

そこで、本交流会は「社会教育士等研修」の拡大版と位置づけ、県内の関係者が一堂に会し、「地域づくりを担う人づくり」の実践に触れたり、思いを同じくする参加者同士で交流したりすることにより、学びをとおした県全体のネットワークづくりを促すとともに、今後の実践に向けての機運の醸成を図る場とする。

2 テーマ ひらく つながるしまねの人づくり2.0

3 日時 令和6年11月15日(金) 9:30~16:30 ※受付 9:30~

4 会場 島根県民会館(〒690-0887 島根県松江市殿町158)

5 対象 「地域づくりを担う人づくり」に取り組んでおられる方、これから取り組んでみたい方、及び関心のある方

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 県及び各市町村社会教育委員、公民館等関係者 | <input type="checkbox"/> 社会教育主事(有資格者を含む)及び社会教育士 |
| <input type="checkbox"/> 地域学校協働活動関係者及び親学ファシリテーター等家庭教育支援関係者 | <input type="checkbox"/> 学校運営協議会委員 |
| <input type="checkbox"/> 高校魅力化コンソーシアム関係者 | <input type="checkbox"/> 各市町村社会教育担当者 |
| <input type="checkbox"/> 県及び各市町村関係者(教育魅力化、地域振興(小さな拠点づくり等)、防災、福祉、産業、環境、医療等) | |
| <input type="checkbox"/> 学校教職員、企業、NPO等社会教育及び社会教育士に関心のある方等 | |

6 主催 島根県教育委員会(主管:島根県教育庁社会教育課)

7 日程

09 30	10 45	11 45	13 00	13 30	13 40	14 10	14 20	14 50	15 00	16 10	16 20	16 30
受付 体験コーナー	趣旨 開 会 説 明 等	昼食・休憩	実 践 発 表 ① ②		実 践 発 表 ③ ④		実 践 発 表 ⑤ ⑥		全体交流		閉 会 行 事	

※今後変更する可能性もあります。

8 主な内容(予定)

体験コーナー	DVD視聴、缶バッジ制作等、参加される皆様が「集って、楽しめる」場を提供します。
実践発表	学校、公民館、地域、民間等多様なフィールドで展開されている「地域づくりを担う人づくり」に資する実践について、2会場に分かれて合計6つを発表していただきます。
全体交流	参加者全員が一堂に会し、対話をとおした交流を行います。

9 その他

- ・参加申込等を含めた詳細を記載した「二次案内」を、9月下旬を目途に発出及び県社会教育課HPに掲載します。
- ・本交流会終了後18:00より、情報交換会(会場:サンラポーむらくも)も開催します。奮ってご参加ください。